

国鉄改革完遂！
当たり前前の労働運動
を前進させよう！

J R 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2018年3月24日 No. 16

診断書提出強要・業務指示違反で ボーナスカットなら労基法違！

労働基準監督署からアドバイス！ **パート4**

みなさん、今年度は年休が失効されませんか？ 年休とは年休で休んでも賃金は支払われるという休暇です。労働基準法第39条は、「労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨から、毎年一定日数の有給休暇を与える」としています。ですから、年休で休んでも診断書は必要ありません。しかし、会社は藤枝駅の組合員に業務指示違反を通告し提出を強要しました。疑問点について静岡労働基準監督署に相談をしました。監督官は、J R 東海の現状を聞いて唖然としました。

組 合：年休で休み診断書を出さないことで、会社が業務指示違反を通告し、提出を強要することは違法行為ではないですか。

監督官：39条で年休を取られた場合、年休に理由は必要ありませんから、不利益扱いはまずいことです。処分が出た時に違法行為となります。

組 合：業務指示違反はボーナス査定のための人事考課に反映します。診断書を提出しないことが業務指示違反としてボーナスカットの事由になるならば、違法な扱いとなるのではないですか。

監督官：減額事由に上げられたら違法です。不利益扱いとなります。

組 合：会社は年休でも欠勤であると協約を解釈していますが、それは間違いでは。

監督官：そういう条文があったらまずいです。